

各診療所の管理者 殿

岡山県保健福祉部医療推進課長
(公印省略)

全国がん登録における指定診療所の指定申請について

岡山県地域がん登録事業の実施につきましては、平素より多大なる御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）の平成28年1月1日からの施行に伴い、法第6条第2項に規定する届出対象情報の届出を行う診療所を指定するため、県では「全国がん登録指定診療所指定要領」を別添のとおり策定いたしました。

全国がん登録では、全ての病院と、開設者の同意を得て知事から指定を受けた診療所が、自院における初回の診断/診療をしたがんに関する情報を届け出ることとされています。法の目的に掲げるがんの罹患、診療、転帰等の状況を把握・分析し、がん対策や国民に対するがんについての情報提供等を一層充実するためには、可能な限り多くの診療所に、全国がん登録へ参加いただくことが重要です。特に日常的にがん患者を診療される診療所にあつては、法の趣旨に御賛同の上、「全国がん登録診療所指定申請書」（様式1）により指定申請いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 申請先(郵送) 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県保健福祉部 医療推進課 疾病対策推進班
- 2 特記事項
 - ・ 指定申請は、あくまで診療所の任意ですが、申請により指定を受けた診療所は、がんに係る届出対象情報の届出が「義務」となり、同法に係る情報保護等の規定の適用を受け、違反した場合は罰則の対象となり得ます。ただし、病院と違い、法第7条に規定する知事による届出の勧告等の対象にはなりません。
 - ・ 申請にあたり、要件は特にございません。医科、歯科を問わず、医療法に規定する「診療所」であれば、申請いただけます。
 - ・ 指定を受けていない診療所からの、がんに係る届出対象情報の届出は受理できません。
 - ・ 指定は年1回、各年1月1日付けで行います。一度指定を受けたら、その効果は指定の辞退もしくは知事による指定の取消がない限り、継続します。
 - ・ 指定を受けた後の指定辞退も、自由に申請できます。
 - ・ 県からは、指定申請の受付に係る通知を定期的に発出はしません。申請は随時受け付けますが、翌年1月1日付けで指定を受けるためには、その年の11月末日までに申請いただく必要があります。ただし平成27年のみ、12月10日まで申請を受け付けます。
 - ・ 県は、指定を受けた診療所について、医療推進課のホームページに掲載し、一般の閲覧に供します。

岡山県保健福祉部 医療推進課 疾病対策推進班
〔担当：国定〕
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
Tel：086-226-7321 Fax：086-224-2313